

住宅借入金等特別控除を申告される方へ ～金沢地方法務局からのお知らせ～

1 登記事項証明書について

住宅借入金等特別控除の申告には、**家屋（建物）の登記事項証明書**の添付が必要です。
家屋または土地の登記事項証明書は、法務局が発行しています。
登記事項証明書の交付申請時に注意いただきたい事項は、次のとおりです。

2 登記事項証明書申請時の注意事項

(1) 敷地（土地）の登記事項証明書

敷地の取得に係る住宅借入金等がある場合は、**家屋の敷地（土地）**の登記事項証明書が必要となりますので、税務署窓口で確認をお願いします。

(2) 所在・地番・家屋番号の確認

登記事項証明書を請求されるときは、申請書に、登記上の「所在」および「地番」または「家屋番号」を記入または入力することが必要となります。

登記上の地番および家屋番号は、住所または実際のマンションの号室番号と異なる場合がありますので、建物（および土地）について登記された際の

「登記識別情報（権利書）」または**「市区町村からの固定資産税課税通知書」**などにより、正確な所在地番または家屋番号の確認をお願いします。

3 登記事項証明書の請求方法

登記事項証明書を法務局に交付請求する方法は、次の3つがあります。

(1) 法務局窓口での交付請求（1通につき**600円**）

最寄りの法務局窓口で、登記事項証明書の交付を請求する方法です。

なお、金沢新神田合同庁舎の法務局には、証明書発行請求機が設置されています。

窓口が混雑しているときは、証明書発行請求機で請求された方が、交付までの時間が短くなります。

(2) 郵送による交付請求

下記①から③を同封し、法務局に郵送してください。

① **申請書**（**記載例**を参考にして必要事項を記入してください。）

② 返信用封筒（返送先を明記し、82円切手を貼付してください。切手代が82円を超過する場合、超過分につき受取人払いとさせていただきます。）

③ 収入印紙（1通につき**600円**。【土地1通、建物1通の場合】→ $600円 \times 2 = 1200円$ となります。）

※日中の連絡先（携帯電話で可）を、申請書の余白に必ず記入願います。

(3) オンラインによる交付請求

法務省HPの「オンラインによる登記事項証明書等の交付請求」から請求する方法で、登記事項証明書を窓口で受け取る方法と郵送により受け取る方法があります。

手順については(<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji73.html>)へアクセスして確認してください。

手数料は、1通につき

窓口で受け取る場合→**480円** **郵送**により受け取る場合→**500円**

となりますが、「インターネットバンキング」、「モバイルバンキング」、「ATM（電子納付対応のもの）」のいずれかでの納付となります。なお、「クレジットカード」は使用できません。